

電気タクシー等普及促進事業費補助金実施要領

第1 趣旨

この実施要領は、電気タクシー等普及促進事業費補助金の事業を円滑に実施するため、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）及び電気タクシー等普及促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を補完し、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業成果

1 内容

交付要綱第6条第5号に規定する本事業により導入される電気タクシー等の事業成果は、電気タクシー等普及促進事業費補助金運行結果報告書（別記様式）に導入後1箇月間の運行回数、輸送人員、運行距離、燃料費の削減額、二酸化炭素（CO₂）排出削減量、包括的な所感を記載するものとする。

2 提出期限

事業成果は、知事が別途指定する日までに提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年7月4日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和5年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。